

警察職員の救慰に関する規則

昭和三十一年五月十日
三重県公安委員会規則第二号

改正	昭和三十二年 九月 一日三重県公安委員会規則第四号	昭和三十七年一〇月一七日三重県公安委員会規則第六号
	昭和三十九年一二月二四日三重県公安委員会規則第五号	昭和三十九年一〇月 五日三重県公安委員会規則第四号
	昭和三十六年 九月二五日三重県公安委員会規則第二号	昭和三十九年一二月二五日三重県公安委員会規則第三号
	平成 四年 九月三〇日三重県公安委員会規則第八号	平成二五年 三月二九日三重県公安委員会規則第二号

警察職員の救慰に関する規則を次のように定める。

警察職員の救慰に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、警察職員の救慰に関する条例(昭和三十年三重県条例第五十七号。以下「条例」という。)第五条の規定に基づき、警察職員(警察法(昭和三十九年法律第百六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警察官及び地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第三条第一項に規定する一般職又は特別職に属する者のうち三重県警察に勤務するものをいう。以下「職員」という。)の救慰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救慰金)

第二条 救慰金は、殉職者救慰金及び障害者救慰金とし、職員が条例第一条に規定する事由により死亡し、又は障害の状態となつた場合にその者の功労があると認められるときに支給する。

2 救慰金の額は、功労及び障害の程度により、警察本部長(以下「本部長」という。)が別表一及び別表二の区分の範囲内において決定する。ただし、職員が危害を加えられ又は災害を被るおそれが極めて大きいにもかかわらず、これを顧みることなく職務を積果敢に遂行した場合は、特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められるときの救慰金の額は、別表一又は別表二に掲げる額(同表備考二の規定により加算する場合にあつては、当該加算をして得た額)に当該額の十割以内の額を加算して得た額の範囲内において決定することができる。

(見舞金)

第三条 見舞金は、職員が条例第一条に規定する事由により疾病にかかり又は負傷し、その程度が前条の適用を受けるに至らない場合に支給する。

2 見舞金の額は、条例第三条に掲げる額の範囲内において、初診の時の診断書による療養日数を基準として本部長が決定する。ただし、医療期間が初診の時の診断書による療養日数をこえ、その決定額を増額する必要がある場合は、治癒の時の診断書による療養日数を基準としてその額を補正し、差額を追支給することができる。

(具申)

第四条 各部長及び所属長(以下「所属長等」という。)は、職員に条例第一条の規定に基づく救慰金又は見舞金を支給しなければならない事由が生じたときは、速やかに本部長に具申しなければならない。

(様式及び添付書類)

第五条 前条に定める具申は、様式第一の救慰金(見舞金)支給申請書に次の書類を添えて行うものとする。

一 殉職者救慰金の支給を具申する場合

イ 職員の死亡を証明する書類

ロ 殉職者救慰金を受ける者の氏名、本籍及び職員との続柄に関する市町村長の証明書又は戸籍謄本若しくは抄本

ハ 殉職者救慰金を受ける者が婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明する書類

ニ 殉職者救慰金を受ける者が配偶者以外の者であるときは、先順位者のないことを証明する書類及び職員の死亡当時、主としてその収入によつて生計を維持していた事実を証明する書類

ホ その他本部長が必要と認める書類

二 障害者救慰金の支給を具申する場合

イ 障害の程度に関する医師の診断書

ロ その他本部長が必要と認める書類

三 見舞金の支給を具申する場合

イ 医師の診断書

ロ その他本部長が必要と認める書類

(通知及び伝達)

第六条 本部長は、救慰金又は見舞金の支給を決定したときは、様式第二の救慰金(見舞金)支給通知書により所属長等に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた所属長等は、支給を受ける者に対してこれを伝達しなければならない。

(救慰金及び見舞金の支給)

第七条 殉職者救慰金及び見舞金は、支給事由が発生した後速やかに、障害者救慰金は、疾病又は負傷が治癒した後遅滞なく本部長が支給する。

(記録)

第八条 警察本部に様式第三の救慰金等支給記録簿を備え、支給のたびに記録整理しな

ればならない。

附 則

この規則は、昭和三十年十二月二十一日から適用する。

附 則（昭和四十二年九月一日三重県公安委員会規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十七年十月十七日三重県公安委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年十月六日から適用する。

附 則（昭和四十九年十二月二十四日三重県公安委員会規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年十月五日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年九月二十五日三重県公安委員会規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月二十五日三重県公安委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月三十日三重県公安委員会規則第八号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表一及び別表二の規定は、平成四年八月一日以後に生じた危害又は災害に係る救慰金について適用し、同日前に生じた危害又は災害に係る救慰金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二十九日三重県公安委員会規則第二号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の警察職員の救慰に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定により提出された申請書その他の書類は、改正後の警察職員の救慰に関する規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表一（第二条関係）

殉職者救慰金

殉職に係る事案についての功労の程度	金額
抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者	三、〇〇〇万円
顕著な功労があると認められる者	一、八七〇万円
多大の功労があると認められる者	一、三六〇万円

別表二（第二条関係）

障害者救慰金

障害等級	障害に係る事案についての功労の程度		
	抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者	顕著な功労があると認められる者	多大の功労があると認められる者
第一級	一、八七〇万円	一、三六〇万円	四九〇万円
第二級	一、五五〇万円	一、二一〇万円	四六〇万円
第三級	一、三六〇万円	一、〇七〇万円	四一〇万円
第四級	一、二一〇万円	九五〇万円	三六〇万円
第五級	一、〇三〇万円	八二〇万円	三一〇万円
第六級	九〇〇万円	七〇〇万円	二八〇万円
第七級	七六〇万円	五九〇万円	二三〇万円
第八級	六四〇万円	四九〇万円	一九〇万円
第九級	五五〇万円	四二〇万円	一七〇万円
第十級	四七〇万円	三七〇万円	一五〇万円
第十一級	四〇〇万円	三二〇万円	一三〇万円
第十二級	三五〇万円	二七〇万円	一一〇万円
第十三級	三〇〇万円	二四〇万円	一〇〇万円
第十四級	二六〇万円	二〇〇万円	八五万円

備考

一 障害等級は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）別表第三に掲げる障害等級によるものとし、障害等級の決定については、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律百二十一号）第二十九条第五項及び第六項並びに地方公務員災害補償法施行規則第二十六条の五第二項の規定の例による。

二 特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者であつて、第一級の障害等級に該当するものについては、百九十万円を加算することができる。

様式第 1

第 号
年 月 日

三重県警察本部長 殿

所属長名

救慰金（見舞金）支給申請書

救慰の種類	殉職者救慰金 ・ 障害者救慰金 ・ 見舞金
殉職・受傷病者の所属、官職、氏名、生年月日、拝命年月日及び勤続年数	
受傷病名・箇所及びその程度又は障害の程度	
功 勞 の 概 要	
殉職者救慰金を支給すべき遺族の住所、氏名、続柄及び年齢	
その他参考事項	

注 救慰の種類は、該当するものに○を付すこと。

（規格A4）

発第 号
年 月 日

様

三重県警察本部長 印

救慰金（見舞金）支給通知書

年 月 日付けで申請のあった に対する救慰金（見舞金）は、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

金 円

（規格A4）

救慰金（見舞金）支給記録簿

No.

氏 名	(年 月 日生)	傷 病 名	
所 属		負傷、発病 年 月 日	年 月 日 午前 時 分頃 午後
官 職		治愈年月日	年 月 日 (障害等級 級)
遺族の氏名	(続柄) (歳)	決定年月日	年 月 日
救慰金の 種 類		死亡年月日	年 月 日
金 額	円	支給年月日	年 月 日
事案の概要			

(規格A4)